

第1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等	第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等
第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係	第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係
第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係	第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係 第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係 第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係 第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係 第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係 第 47 条 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係 第 47 条の 2 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係 第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係 第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係 第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係 第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係 第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係 第 47 条 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係 第 47 条の 2 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係 第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 2 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係 第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 2 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係 第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>	<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>	<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引	第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定	第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用	第 5 款 利益分割法の適用

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>	<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>
<p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p>	<p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>	<p>第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>
<p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p>	<p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p>
<p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>
<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p>	<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p>
<p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係 第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係 第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係 第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係 第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 67 条の 18 (《国外所得金額の計算の特例》) 関係</p> <p>第 68 条 (《特定の協同組合等の法人税率の特例》) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (《適格合併等の範囲等に関する特例》) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>	<p>第 67 条の 18 (《国外所得金額の計算の特例》) 関係</p> <p>第 68 条 (《特定の協同組合等の法人税率の特例》) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (《適格合併等の範囲等に関する特例》) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>

二 第 42 条の 5 ～ 第 48 条 (《共通事項》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(《特定設備等の特別償却の計算》)</p> <p>42 の 5～48 (共) -1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 43 条から第 44 条の 3 まで及び第 44 条の 5 から第 48 条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(《特別償却等の適用を受けたものの意義》)</p> <p>42 の 5～48 (共) -2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、</p>	<p>(《特定設備等の特別償却の計算》)</p> <p>42 の 5～48 (共) -1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで、<u>第 44 条の 3 並びに</u>第 44 条の 5 から第 48 条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(《特別償却等の適用を受けたものの意義》)</p> <p>42 の 5～48 (共) -2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、第43条から<u>第44条の3</u>まで及び第44条の5から第48条までの規定（同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の5第1項、第68条の15の7第1項、第68条の16から<u>第68条の20</u>まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31<u>及び</u>第68条の33から第68条の36までの規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項（同法第68条の40第1項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第52条の2第4項（同法第68条の40第4項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定（同法第68条の41の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、第42条の12の6、第43条から<u>第44条の3</u>まで、第44条の5から第45条の2まで及び第46条の2から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用がある</p>	<p>第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、第43条から<u>第44条まで</u>、<u>第44条の3</u>並びに第44条の5から第48条までの規定（同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の5第1項、第68条の15の7第1項、第68条の16から<u>第68条の19</u>まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31<u>並びに</u>第68条の33から第68条の36までの規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項（同法第68条の40第1項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第52条の2第4項（同法第68条の40第4項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定（同法第68条の41の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、第42条の12の6、第43条から<u>第44条まで</u>、<u>第44条の3</u>、第44条の5から第45条の2まで及び第46条の2から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 例えば、中小企業者等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 52 条の 2 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 52 条の 3 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p>	<p>用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 例えば、中小企業者等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 52 条の 2 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 52 条の 3 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても同様とする。</p>

三 第 44 条の 2 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 44 条の 2 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>44 の 2-1 措置法第 44 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、<u>措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>44 の 2-2 措置法第 44 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(同項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>44 の 2-3 措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 100 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定事業継続力強化設備等の取得価額)</u></p> <p><u>44 の 2-4 措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 100 万円以上、30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

四 第 44 条の 3 ((共同利用施設の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 に規定する一の共同利用施設の取得価額が 200 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 5 第 1 項に規定する一の共同利用施設の取得価額が 200 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

五 第 65 条の 7 ～ 第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7 (3) - 12 法人が買換資産につき措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度 (措置法第 68 条の 78 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を含む。) においては、当該買換資産について措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 43 条から第 44 条の 3 まで及び第 44 条の 5 から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 2 及び第 52 条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項に規定する取得の日による。</p> <p>(2) 措置法第 45 条第 2 項及び第 46 条の 2 から第 48 条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>㊦ 1 措置法第 43 条第 1 項に規定する特定設備等につき措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定設備等について措置法第 43 条第 1 項の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定設備等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定設備等を当該法人の事業の用に供した日 (適用期間内の日に限る。) を含</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7 (3) - 12 法人が買換資産につき措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度 (措置法第 68 条の 78 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を含む。) においては、当該買換資産について措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 2 及び第 52 条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項に規定する取得の日による。</p> <p>(2) 措置法第 45 条第 2 項及び第 46 条の 2 から第 48 条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>㊦ 1 措置法第 43 条第 1 項に規定する特定設備等につき措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定設備等について措置法第 43 条第 1 項の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定設備等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定設備等を当該法人の事業の用に供した日 (適用期間内の日に限る。) を含</p>

改 正 後	改 正 前
<p>む事業年度において措置法第 43 条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2 措置法第 45 条第 2 項に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの、当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第 45 条第 2 項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) -13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 43</p>	<p>む事業年度において措置法第 43 条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2 措置法第 45 条第 2 項に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの、当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第 45 条第 2 項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) -13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 43</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条から第44条の3まで及び第44条の5から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の7第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとする。</p>	<p>条から第44条まで、<u>第44条の3</u>及び第44条の5から第48条まで並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の7第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとする。</p>

六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>（新 設）</p>